

「営利を目的とする場合」についてのFAQ

1 「営利を目的とする場合」とは？

- ☞ 金銭的な利益を得ようとする行為を指します。
- ☞ 実際の利益の有無は問いません。
- ☞ 「貸切り利用」の場合のみ対象となり、「個人利用」は対象になりません。

Q 1-1

営利を目的とする場合はどのような場合ですか。

A 1-1

体育施設を使用した事業により主催者が金銭等の対価を得て「利益（もうけ）」を出そうとする場合です。金銭等には金券（商品券、プリペイドカード、図書券等）を含みます。

Q 1-2

実際には赤字で運営しています。この場合は営利を目的とする場合に該当しないのではないですか。

A 1-2

実際には赤字であっても、営利を目的として実施していれば該当します。

Q 1-3

スクールの主催者です。確かに月謝は徴収して利益は出ていますが、それで生活しているわけではありません。それでも対象になるのでしょうか。

A 1-3

スクール事業の利益で生計を立てていなくとも対象になります。

2 「営利を目的とする場合」の対象となる利用者は？

- ☞ 営利法人は利用方法により対象となります。
- ☞ 非営利法人は非対象です。
- ☞ 個人は活動の実態で判断する。(利用形態の「個人利用」は対象外)
- ☞ 非営利法人であっても、営利法人等と共同で実施していれば対象となります。

Q 2 - 1

対象となる使用者とは予約をした使用者でしょうか。

A 2 - 1

施設の予約をした方(施設等の使用の承認を受けた者)と共同で事業を行う方も含まれます。

Q 2 - 2

私が体育施設の予約をしています。実際にはスクールの主催は別のものを行っています。この場合は営利を目的とする場合に該当するのでしょうか。

A 2 - 2

予約した方が使用せず、スクールの主催者に使わせている場合、体育施設条例の規定により施設等の使用の権利の譲渡又は転貸しは禁止されていますので、そのような使い方はできません。

予約した方がスクールの主催者と協力して実施している場合は営利を目的とする場合に該当します。

Q 2 - 3

一般財団法人です。主催するサッカースクール事業に外部コーチを招いています。この場合は営利を目的とする場合に該当するのでしょうか。

A 2 - 3

非営利団体である一般社団法人が主催して行う場合は、外部コーチを招いても営利を目的とする場合に該当しません。しかし、単にコーチを委託するだけではなく、事業の運営を営利法人等と共同で行っていれば、営利を目的とする場合に該当します。

3 どのような利用方法が対象となりますか？

- ☞ 営利法人が有償で実施する事業（有料のスクール事業等）での利用は対象になります。
- ☞ 非営利法人と営利法人が共同で実施する有償事業での利用は対象になります。
- ☞ 非営利法人が単独で実施する事業は対象となりません。
- ☞ サークル活動など、会費を徴収していても会の運営に充てているならば対象になりません。

Q 3 - 1

スクール事業とは何を指すのでしょうか。

A 3 - 1

塾や教室など名称は問わず、何かしらのレッスンを提供する事業を指します。

Q 3 - 2

有償というのはどのような意味でしょうか。私のスクールでは講習料として料金を徴収しています。

A 3 - 2

スクール、講習会、塾等の事業に対価が支払われている場合を指します。

Q 3 - 3

一回ごとに参加費をとっています。これも有償になるのでしょうか。

A 3 - 3

支払回数や支払方法を問いません。月謝や年会費の場合でも有償となります。

Q 3 - 4

個人でスクール事業を行っています。月謝はとっていますが、利益を出すためではなくスクールの維持・運営の経費に充てています。この場合は営利を目的とする場合に該当するのでしょうか。

A 3 - 4

個人の場合、徴収した月謝がスクールの必要経費（会場使用料や必要な用具等に関する経費）のみに充てられている場合には、営利を目的とする場合に該当しません。

なお、現場にて状況の聞き取りをさせていただく場合があります。

Q 3 - 5

株式会社です。有料のスクール事業を実施したいのですが、料金は低価格に抑えていますので、ほとんど利益は出ていません。この場合は営利を目的とする場合に該当するのでしょうか。

A 3 - 5

営利法人が有償で行う事業は営利を目的とする場合に該当します。

Q 3 - 6

サークル活動をしており、毎月会費を徴収しています。高価な機器を使用しているため、修繕や買い替えのために会費の一部を積み立てていますが、この場合は営利を目的とする場合に該当するのでしょうか。

A 3 - 6

機器がサークル活動に使われるものであれば、必要な経費となり、営利を目的とする場合に該当しません。

Q 3 - 7

フットサルサークルをしています。月2回で活動していますが、毎回、謝礼を支払って同一のコーチを招いています。この場合は営利を目的とする場合に該当するのでしょうか。

A 3 - 7

コーチが単に招かれているだけであれば、毎回であってもサークル活動の一環であり、営利を目的とする場合に該当しません。しかし、単に招いているだけでなくコーチがサークル活動の運営に関与等しており、コーチへの謝礼が生じている場合は、営利を目的とする場合に該当します。